

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 6 日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F	
氏名 大鉄工業株式会社 土木支店 取締役兼常務執行役員支店長 大川 重弘	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6305-2910	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大鉄工業株式会社 土木支店
事業場の所在地	大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06. 総合工事業
②事業の規模	2, 5 1 8 百万円
③従業員数	246人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類（コンクリート等）→再生処理業者に委託して、再生砕石等として再資源化。 ・建設汚泥→再生処理業者に委託して再資源化。 ・木くず及びその他→再資源化を行っている中間処理業者に委託する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・余剰材の引き取り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現状の取組を継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類、木くず、金属くずについては分別、保管を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え、紙くず及び廃プラスチックについても分別を実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持（再生処理業者に委託）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持（再生処理業者に委託）		

(第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・現状維持（中間処理業者に委託）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・委託処理業者の現地確認を実施している。 ・再生利用が可能な廃棄物は、再生利用業者及び再資源化を行っている中間処理業者に委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者及び再生処理業者から選定する。 ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な運搬業者及び処理業者から選定する。 ・再資源化及び熱回収を行っている中間処理業者に委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

建設廃棄物処理に関する管理体制（責務と役割）

(N01)

本社の責務と役割

- ① 基本方針の策定
- ② 管理組織の整備
- ③ 建設副産物に関する全般的な教育・指導・啓発
- ④ 処理マニュアルの作成・整備
- ⑤ 法令・行政庁の指導内容等の周知
- ⑥ 建設廃棄物の発生量及び処理実績の把握
- ⑦ 紙・電子マニフェストに関するシステムの教育・指導及び作業所等データのシステムへ登録
- ⑧ 関連情報の提供

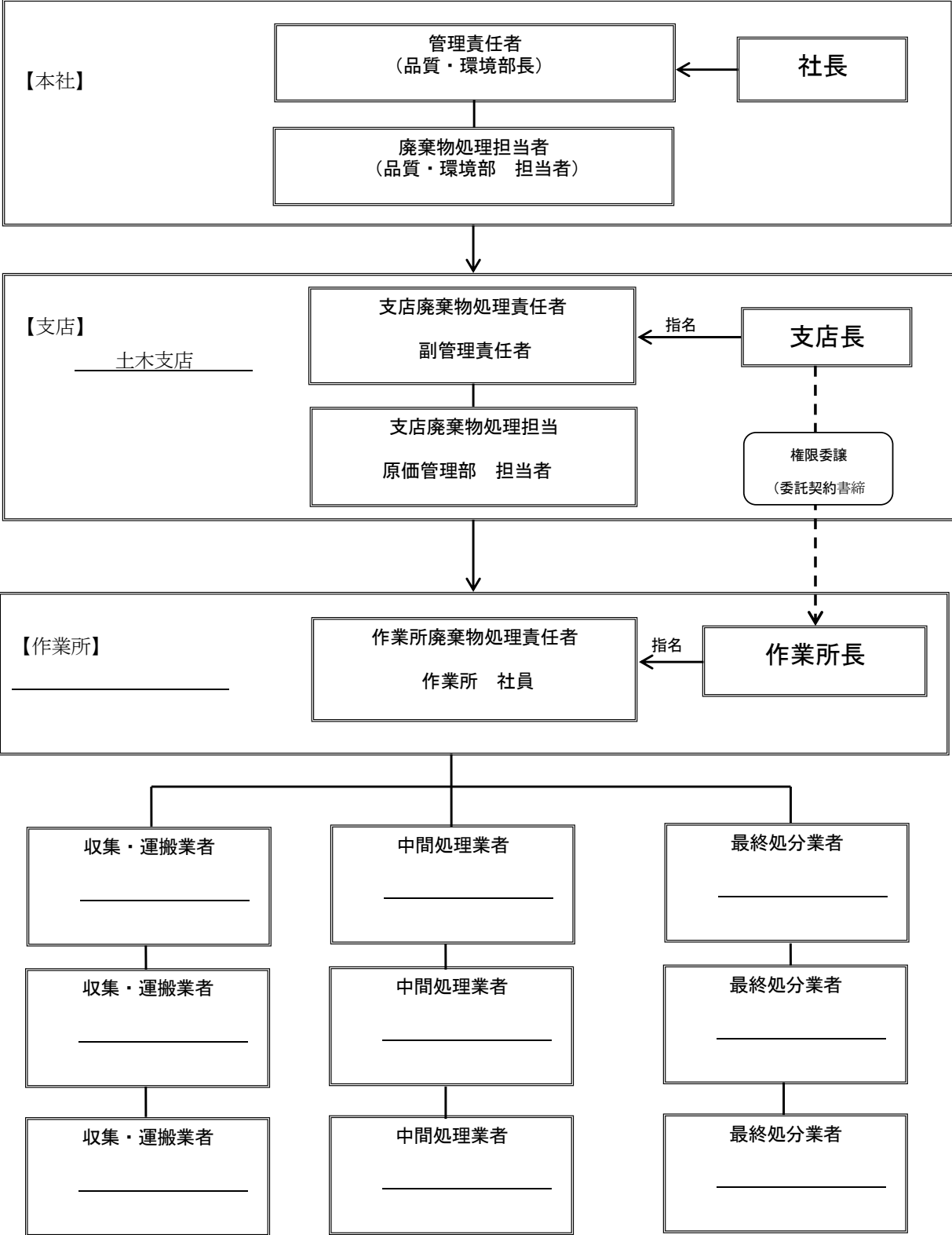
支店の責務と役割

- ① 支店方針の策定、店内の指導管理
- ② 支店廃棄物処理責任者の指名
- ③ 作業所等の廃棄物処理責任者等及び協力業者の教育・指導
- ④ 委託契約の締結
- ⑤ 処理実績の集計把握（紙・電子マニフェスト）
- ⑥ 産業廃棄物処理計画の策定、実施状況の取りまとめ、都道府県知事等への報告
- ⑦ 記録・資料の保管
- ⑧ 関連情報の提供

作業所等の責務と役割

- ① 作業所方針の策定、周知
- ② 作業所等廃棄物処理責任者の指名
- ③ 建設廃棄物処理計画書の作成
- ④ 処理業者・再資源化施設の調査、選定
- ⑤ 委託契約の締結（支店長が権限委譲したもの）
- ⑥ 紙マニフェストの交付及び紙・電子マニフェストの管理
- ⑦ 紙マニフェスト未回収時の確認、適正措置の指導
- ⑧ 処理状況の確認（収集運搬経路、処分施設の稼動状況等の実地確認）
- ⑨ 社員及び協力業者の指導・監督
- ⑩ 処理実績の記録及び支店への報告

建設廃棄物処理に関する管理体制図 (N02)



前 年 度 【 令 和 5 年 度 】 実 績

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(t)
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した 量 (t)	⑤ ④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑪＝ ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ ＝⑫+⑬+⑭+⑮)							
コード	名 称											委 託 先 に よ る 区 分					⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)		
												⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)			
コード 参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物 の種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自 ら再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋 立処分又は海洋投 入処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の当該中間 処理前の量	④の量のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理を行っ た後の量	④の量から⑥の量 を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら 利用し、又は他人に 売却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分及び海洋 投入処分した量	中間処理及び最終 処分を委託した量	⑯の量のうち、処理業 者への再生利用委託 量(⑬、⑭除く)	⑯の量のうち、認定 熱回収施設設置者で ある処理業者への焼 却処理委託量	⑯の量のうち、認定熱回収施設 設置者以外の熱回収を行って いる処理業者への焼却処理委託 量	⑯の量のうち、委託 して破砕等の中間 処理した量(⑫～⑭ を除く)	⑯の量のうち、直接 委託して埋立て最 終処分した量	⑯の量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	②の量と⑧の量を 合計したもの(自動 計算)	③の量と⑨の量を合計 したもの(自動計算)
1	150 1	①コンクリート破片	584.00								584.00	584.000			0.000			0.000	0.000
2	150 2	②アスファルト破片	180.00								180.00	180.000			0.000			0.000	0.000
3	150 0	③その他がれき類	11,078								11,078	11,078.000			0.000			0.000	0.000
4	022 1	④建設汚泥	2,460								2,460	2,064.000			396.000		1,800.000	0.000	0.000
5	060 0	⑤廃プラスチック類	39.115								39.115	34.341			4.774		0.525	0.000	0.000
6	081 0	⑥木くず	90.475								90.475	81.312			9.163		9.350	0.000	0.000
7	071 0	⑦紙くず	0.900								0.900	0.900			0.000			0.000	0.000
8	120 0	⑧金属くず	0.340								0.340	0.068			0.272		0.340	0.000	0.000
9	132 3	⑨石膏ボード	30.000								30.000	30.000			0.000			0.000	0.000
10	220 0	⑩管理型混合廃棄物	44.660								44.660	38.844			5.816		1.760	0.000	0.000
11	352 0	⑪電池	0.050								0.050	0.050			0.000			0.000	0.000
12	311 1	⑫蛍光灯	0.040								0.040	0.040			0.000		0.040	0.000	0.000
13	081 1	⑬生木	5.500								5.500	5.225			0.275			0.000	0.000
14																		0.000	0.000
15																		0.000	0.000
16																		0.000	0.000
17																		0.000	0.000
18																		0.000	0.000
19																		0.000	0.000
20																		0.000	0.000
合計		14,513.080	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	14,513.080	14,096.780	0.000	0.000	416.300	0.000	1,812.015	0.000	0.000

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和6年度】目標

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立 処分又は海洋投入 処分した量(t)	④自ら中間処理した 量 (t)	⑤ ④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海洋 投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑪＝ ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨＝⑫+⑬+⑭+⑮)					⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)	⑫+⑬ 自ら再生利用 を行った量(t)	⑬+⑭ 自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(t)
コード	名 称										委 託 先 に よ る 区 分								
											⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)				
											⑰の量のうち、処理業者 への再生利用委託量 (⑬、⑭除く)	⑱の量のうち、認定熱回収施 設設置者である処理業者へ の焼却処理委託量	⑲の量のうち、認定熱回収施設設置者以 外の熱回収を行っている処理業者への焼 却処理委託量	⑳の量のうち、委託 して破砕等の中間 処理した量(⑰～⑱ を除く)	㉑の量のうち、直接 委託して埋立て最 終処分した量	⑳の量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	㉒の量と⑳の量を 合計したもの(自動 計算)	㉓の量と㉒の量を 合計したもの(自動 計算)	
1501	コンクリート破片	177.700								177.700	177.700			0.000			0.000	0.000	
1502	アスファルト破片	810.000								810.000	810.000			0.000			0.000	0.000	
1500	その他がれき類	100.000								100.000	100.000			0.000			0.000	0.000	
0600	廃プラスチック類	1.600								1.600	1.405			0.195		0.022	0.000	0.000	
0810	木くず	37.200								37.200	33.433			3.767		3.844	0.000	0.000	
0710	紙くず	0.100								0.100	0.100			0.000			0.000	0.000	
2200	管理型混合廃棄物	45.800								45.800	39.836			5.964			0.000	0.000	
1200	金属くず	2.260								2.260	0.452			1.808		2.260	0.000	0.000	
200	汚泥	851.500								851.500	714.429			137.071		714.429	0.000	0.000	
2100	安定型混合	0.800								0.800	0.000			0.800			0.000	0.000	
2200	管理型混合	45.800								45.800	39.836			5.964		1.805	0.000	0.000	
																	0.000	0.000	
																	0.000	0.000	
																	0.000	0.000	
																	0.000	0.000	
																	0.000	0.000	
																	0.000	0.000	
合計		2,072.760	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,174.660	1,162.926	0.000	0.000	11.734	0.000	6.126	0.000	0.000

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。